

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）**3368号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 吉川浩民：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

湖国の宵を彩る万灯祭（滋賀県多賀町）

も く じ

随 想	情 報	政 策
小笠原移住から今を振り返って……	「空のまち」の挑戦！新篠津村が自治体単独では全国初の表彰！北海道新篠津村……	特定地域づくり事業協同組合制度について
東京都市小笠原村長 渋谷 正昭……(12)	まちむらの魅力発信！……(10)	総務省地域力創造グループ地域自立応援課 課長補佐 広富 将司……(2)

コラム

環境再生型林業の可能性

東京大学名誉教授・國學院大学名誉教授

西村 幸夫

先日、東京都檜原村と奈良県十津川村という対照的な村のそれぞれの林業について現場で活躍されている林業専門家を交えて議論するという興味深い機会を持った。

檜原村には東京チーエンスーズという移住者が立ち上げた株式会社がある。現在は24人の社員を抱え、すべて移住者だという。この世界では有名なこの会社は、所有する山林の1年間の成長量までしか伐採しないという林業でFSCという国際的な森林管理の認証を受けており、単に製材して市場に供給するのではなく、木を丸ごと一本、さまざまな製品にすることで経営を続けている。東京に近いという地の利を活かして、森林サードビジネス事業として企業の研修を数多く受け入れているほか、出張型木育体験プログラム（これを森デリバリと呼んでいる）なども幅広く行っている。地元の若者が敬遠している林業を移住者が新しい形で担ってくれているということ、ことで地元にも歓迎されているという。

一方の十津川村は、日本最大の村で、森林率が96%にのぼる。基幹産業である林業をサステイナブルなものにするために、2009年に森林づくり基本条例を制定し、その前文

において、十津川村の基幹産業である林業を支える森林について、「私たちは地球温暖化防止等、森林の有する多様な機能を重視した森林づくりを行うことにより、かけがえのない森林を健全な状態で後世に継承していかなければならない」と高らかに宣言している。そして「超長期にわたる森林経営をめざした森林づくり」（第1条）のために「十津川村森林づくりガイドライン」を策定し、順次改定を続けてきている。

ガイドラインは天然林以外の森林を標高と車道からの距離のほか、法的規制・災害リスク・森林所有者の意思によって、恒続林・適正人工林・自然林に分け、森林づくりのおおまかな目標を定めている。同ガイドラインは実際に森林の施策にあたって活用されている。さらに近年では、村内森林所有者と村をつなぐ総合的なデータベースとして「森林情報バンク」の導入が検討されており、村による森林取得の審査・実施も視野に入っている。

環境再生型林業に向けた多様かつ野心的な試みが山間部と都市近郊とで同時に起こっているのである。

写真キャプション

「お多賀さん」として親しまれる多賀大社で執り行われる、厳かな夏の祭典、万灯祭。御祭神の姫神で黄泉の国の主、伊邪那美命に感謝の献灯をする祭である。毎年8月3日の日没後、杉坂山に行われる御神火祭で切り出された浄火が本社へ運ばれると、全国から奉納された1万灯を超える提灯に明かりが灯る。黄金の光に満ちた境内で、神秘的な雰囲気誘われる。

特定地域づくり事業協同組合 制度について

総務省地域力創造グループ地域自立応援課
課長補佐 広富 将司

1 はじめに

令和2年6月に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、特定地域づくり事業協同組合制度が開始された。

令和8年4月1日時点で、全国で141組合（41道府県144市町村（うち町村：98町村））が活動中であり、組合の活動による地域外からの人の流れの創出効果も着実に現れている。

本稿では、制度の概要や各種支援の紹介などを通じて、管内での組合の設立をめざす市町村など、本取組を理解するうえでの参考としていただきたいと考えている。なお、本文中、意見にわたる部分は私見である。

2 制度の概要

人口が減少している地域において、事業者単位で見ると年間を通じて仕事がない場合も多く、働き手となる世代にとって、安定的な雇用や一定の収入が確保できないことにより、UIJターンの障害や人口流出の要因になっているとも考えられる。

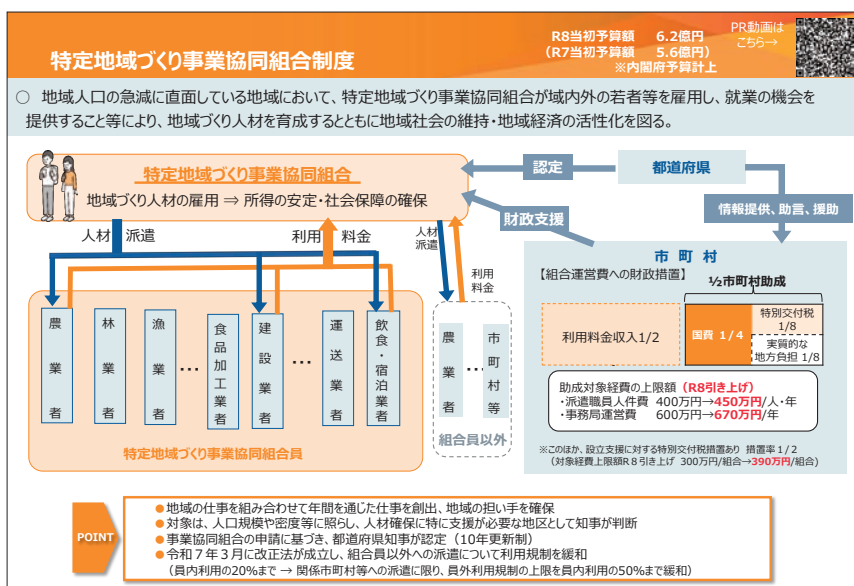
これらの課題への対応として、特

定地域づくり事業協同組合制度は作られている。

本制度は、「地域人口の急減に直面している地域」（人口急減地域）の個人事業者・法人が労働力を必要とするものの、個々では年間通じたフルタイムの求人には満たない業務※の場合に、それら地域の潜在的な求人を組み合わせることで、まとまった業務量を創出し、そこに組合が雇用了した移住者等の職員を労働者派遣法に基づいて派遣し、労働力を供給するという考え方に基づいている。

※繁忙期、閑散期の差が大きいことなどにより発生する年間や1日に満たないスポット的な業務
本制度を活用するためには、まず、人口急減地域において、「特定地域づくり事業協同組合」が設立される必要がある。
人口急減地域とは、「人口規模、人口密度及び事業

所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」などを指し、代表例として過疎地域があるが、過疎地域指定を受けていなくとも都道府県知事により判断される区域も該当し得る。また、これらの地区の地理的範囲は現在の市町村単位に限らず、複数の市町村や平成の合併前



▲資料1：特定地域づくり事業協同組合制度について

政 策

の旧市町村、市町村内の一部区域を指定することも可能となっている。

また、「特定地域づくり事業協同組合」とは、組合員としての複数の事業者（個人・法人）により出資される中小企業等協同組合を母体とした民間の組合であり、都道府県知事による認可・認定（中小企業等協同組合に関する認可及び特定地域づくり事業協同組合に関する認定）が必要となる。

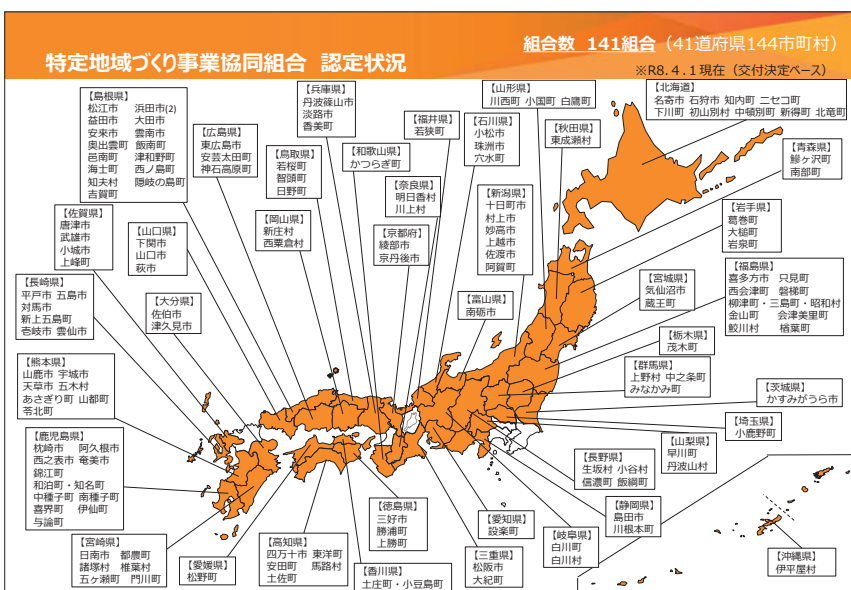
組合はその職員を移住希望者を始めとして募集し、職員を無期雇用で雇用すること、地区内の正規職員として一定の給与水準を支給すること、社会保険・労働保険への加入、教育訓練・職員相談体制の確保などにより、移住者等への所得保障・将来の年金支給・地域と関わりながらのキャリアアップなどの環境を提供する。

一方で、組合に雇用された職員は、組合員の事業所に派遣され、そこで提供される業務に従事する。組合は職員派遣を利用した組合員からその対価として適正な水準の利用料金を徴収し、職員の給与・研修費用や事務局運営経費を始めた組合運営費に充てていく。

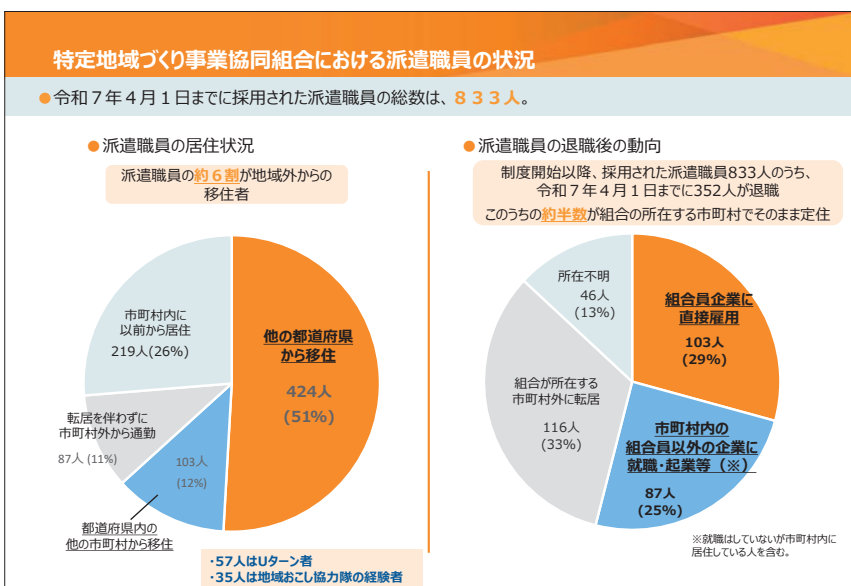
これらの取組により、地区内の事業者の季節的偏在性のある人手不足の解消や、雇用する移住者等を通じ

た地域社会の維持や地域経済の活性化を図るものである。

組合に雇用される職員にとつては、例えば移住者であれば、なじみのない地区であらかじめ特定の就業先を決めることへの不安や、一からの人間関係の構築に不安を覚える場合には、マルチワークとして地区内のさまざまな仕事の経験を通じて、将来の直接雇用としての就職先を決



▲資料2：組合の認定状況



▲資料3：組合職員の状況

められることや多くの人間関係を構築することができるメリットもある。このほか、地区内で自ら起業することをめざしている場合は、起業準備や地域に定着するための前段として地域に暮らしながら安定した収入を確保したうえでの準備活動も可能である。

労働者派遣事業の実施については、特定地域づくり事業協同組合として、労働者派遣法に基づく厚生労働大臣の許可ではなく届出により実施することが可能となっている。ただし、届出制といっても、都道府県知事による特定地域づくり事業協同組合の認定に当たって労働者派遣事業の許可基準が参酌されること、組合は労働者派遣法上の厚生労働大臣の監督を受けるほか都道府県知事による特定地域づくり事業協同組合の

政 策

認定取消処分や適合命令等の監督も受けることとなる。なお、建設業務については、労働者派遣法で派遣禁止業務と規定されているが、組合の職員が「在籍型出向」により、建設業務に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する留意点等について整理し、各都道府県に通知を行っている（令和6年3月29日付け職需発0329第1号・総行地第47号厚生労働省職業安定局需給調整事業課長・総務省地域力創造グループ地域振興室長通知）。

3 組合運営等に係る支援

本制度はいわゆる人口急減地域を対象としていることから、組合収入の大前提となる職員派遣の対価として適正な利用料金を得たとしてもそれだけでは都市部の派遣事業者のよ

うに運営費の全てを賄うことは困難であるとの考えに基づいている。このため、本制度では、人口流出防止・移住促進を行い、地域に根づく人材の確保・地域全体への恩恵の還元という点に着目して、適正な利用料金だけでは賄えない部分への公の支援、具体的には市町村から組合への財政支援が行われることを想定したうえで、国では市町村が財政支援を行った場合に活用される「特定地域

づくり事業推進交付金」を設けるとともに、特別交付税措置も講じられることとなっている。

特定地域づくり事業推進交付金は、特定地域づくり事業で運営にかかる経費の2分の1を上限に、市町村から行われる財政支援を対象に補助するとともに補助裏に対する特別交付税措置も設けている（資料1参照）。モデルケースとしては、派遣職員に要する経費（給与・社会保険等）と事務局運営経費、合わせて年間3,000万円の経費が仮に発生した場合、このうちの1/2の1,500万円を組合が利用料金収入で賄い、残りの1/2を市町村の補助で賄うこととなる。補助を行った市町村では、補助額1,500万円の半分（750万円）については国からの交付金で補填され、残りの750万円の半分（375万円）に特別交付税措置を受けられるため、市町村の一般財源負担は運営費全体の1/8に当たる375万円となる。

加えて、組合の設立支援に要した市町村の経費についても、別途、特別交付税措置の対象にもなっているほか、令和7年度からは、「都道府県過疎地域等政策支援員」の対象地域に「人口急減地域」が追加され、組合の設立支援・運営支援などを実施した都道府県に対する特別交付税措

置も行われている。これらの手厚い財政支援もこの制度の特徴の一つとなっている。

このほか、一部の都道府県では、独自の支援が行われており、以下、一部を紹介する。

○組合設立や運営費に関して市町村が行う財政支援に対する県による上乗せ補助

○通常は市町村が行う組合に対する財政支援の都道府県・市町村での共同実施

○組合設立検討・設立準備・運営の支援などを行うコーディネーターの設置（都道府県過疎地域等政策支援員の活用含む。）

○都道府県内を対象とする説明会※、組合事務局交流会の定期的開催

※市町村地域振興担当者、未設置市町村・事業者向けなど

また、各都道府県内に設置されている都道府県中小企業団体中央会や厚生労働省都道府県労働局についても、前者は組合の設立・運営に対する助言などの支援を、後者は組合が営む労働者派遣事業に関する助言などを行っている。

4 制度の効果

冒頭記載のとおり、令和8年4月1日時点で98町村を始めた14

4市町村の人口急減地域で141組合が活動しており、今後も組合数が増加していくことが期待されている。

制度開始以来、令和7年4月1日までに組合に採用された派遣職員の総数は833人であり、20代・30代の若い世代で6割近くとなっており、また、約6割の職員が地域外からの移住者となっている。このほか、地域おこし協力隊経験者が任期後に地域に残る場としても活用されている。これまで352人の職員が組合を退職しているが、29%が組合員の事業者直接向採用され、25%が市町村内の組合員以外の事業者を採用あるいは自ら起業等しており、半数を超える退職者が市町村内に留まるなど、制度の目的である地域づくり人材の確保という点において、地域外からの人の流れの創出効果が現れていると言える。

特に都道府県外からの職員の採用に当たっては、募集活動や移住後の生活環境の支援等を組合単独で行うよりも市町村等でも行われる移住施策と合わせて行うことが効果的である点にも留意いただきたい。

5 おわりに

本制度の開始から6年が経過し、

政 策

TEL: 03-552533-5533

地域自立応援課

地域力創造グループ

【お問い合わせ先】

地域の担い手の確保という本制度の目的について着実に成果が得られてきていると考えられる。今後も新たな組合の設立が続くことが見込まれており、取組が全国に広がっていくことが期待されている。

総務省としても、引き続き制度の普及を促進していくとともに、組合数が増えていくことで、地方公共団体や組合間の情報共有の重要性が増していくと考えられることから、各地域の取組について横展開を行うなど、今後も地方公共団体や組合と連携して取り組んでまいりたい。

また、町村の皆さまには、町村でも多く活用されている本制度について、改めて活用の検討をしていただくとともに、活用にあたっては本制度の趣旨を組合員となる事業者と共有のうえ、連携して、移住者等の派遣職員の方々が地域に住み続けたいと感じるよう、地域の情報や雇用に関する情報発信、職員の働き方の希望への対応、地域との関わり方について可能な限りきめ細かな対応をお望みしたい。



地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和8年度の派遣申請を受付中！

無料
予算措置
不要

地方公共団体が直面する課題の解決を図るために、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体・公営企業にアドバイザーを派遣しています

1 事業概要

団体の要請に応じて公認会計士や学識経験者等
約1,000人の専門的アドバイザーが皆さまをサポート！

支援分野

- ① 公営企業・第三セクター等の経営改革
- ② 公営企業会計の適用
- ③ 地方公会計の整備・活用
- ④ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- ⑤ 地方公共団体のDX
- ⑥ 地方公共団体のGX
- ⑦ 地方公共団体間の広域連携
- ⑧ 地方税務行政のDX等
- ⑨ 地方創生の取組 等

2 申請期間（令和8年3月～9年1月末）

☑ 令和8年度も切れ目なく申請を受け付けます。



活用団体の声

下水道使用料改定案について、
担当者に寄り添った技術的な
アドバイスをいただいたことで、
適切な料金水準に改定することができた！

地方公共団体の
**約70%が
活用**

アドバイザー
派遣は年間で
約5,200回
※R7実績

**複数回の
派遣可能！**
※派遣回数の上限を
5回→10回に引き上げ



**手続き簡単！
全国どこへでも派遣OK！
気になったら、まずは
お気軽にご相談ください！**

経営・財務マネジメント強化事業に関する詳細は、
右のQRコード等から機構HPを御覧ください。

経営・財務マネジメント強化事業

検索



お問い合わせ先：地方公共団体金融機構 支援企画課

☎ 03-3539-2676

✉ shienkikaku@jfm.go.jp

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

● お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください ●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内
●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087

FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。
 - 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
- このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507 (2023.8.1作成)]



▲新篠津の星空と田園風景

北海道 新篠津村

「空のまち」の挑戦！新篠津村が 自治体単独では全国初の表彰

北海道と聞いて思い浮かべる風景は何でしょうか？多くの人は「広大な大地に大空」を思い浮かべるのではないのでしょうか？

札幌から車で45分走らせればそこはもう別世界。まさに北海道らしい広大な田園風景と包まれるような青空が出現します。人口約2700人で面積の半分以上が水田。高い建物や山も坂もない道内一標高差がないといわれる、非常に平坦な地形です。

新篠津村が注目したのは広大な田園風景が産む、包まれるような「空」。空を活かした街づくりとブランディングを推進し、その取組が評価され令和7年10月に環境省らが主催する「星空の街、あそびの街全国大会」で最高賞に次ぐ協議会会長賞を受賞（単独自

治体の表彰は全国初）しました。表彰にあたり評価されたポイントや取組を紹介していきます。

1. 「空のまち」の6つの取組

① しんしのつ天文台

2023年秋に完成した「しんしのつ天文台」は、まさに「空のまち新篠津」を象徴する観光スポットです。街灯が少なく農家が点在しているため光害が少なく、前後左右の地平線の低い位置まで星が見える、包まれるような星空を味わうことができます。

天文台というと半球のドームをイメージされる人も多いと思いますが、しんしのつ天文台は全国の天文台を探しても稀な形状をしています。



フォーラム



▲しんしのつ天文台



▲50cmカセグレン式反射望遠鏡「そらみちゃん」

建物にレールが付いており建屋（両壁と屋根）がレール上にスライドして床と望遠鏡だけが現れる、いわば屋外型フルオープン式天文台で、遠くから見ると巨大な望遠鏡が大草原から生えているように感じます。この天文台の凄いところは、いわば「天然プラネタリウム」を利用した、望遠鏡での観望を待つ人もワクワクする仕掛けがあることです。例えば観望を待つ間、これから望遠鏡で観る天体に解説員がボイスターを当て解説し、肉眼や双眼鏡で観察した後に望遠鏡で観ると、その観え方の差やリアルさを一層実感することができ、「この上空にはリングのある土星や縞模様のある木星が実際に存在する」というのははっきりと感じることがができます。また遮るものがない屋外で星に包まれながら巨大な望遠鏡で観望しているとまるで星を観望しているのに、星々に観られているような感覚になります。札幌近郊の夜間の体験人気観光スポットになりつつあり道外からのツアーの申込みや問い合わせも急増しています。

②新篠津天灯（ランタン）祭り

「新篠津天灯（ランタン）祭り」は2021年に始まった人気のイベントです。ランタンとはいわば燃料を付けた紙風船。願い事を書いて飛ばすかなうといわれる、海外では「コムローイ」等と呼ばれ台湾等で人気のお祭りです。



▲点火式の打上ランタン

ランタンのイベント自体は日本各地で開催されておりですが、そのほとんどがヘリウムガスやLEDの利用、紐付きの形で開催されています。しかし周囲を水田に囲まれた新篠津村の冬は山火事の心配もなく、電線や高い建物も少ないため、燃料に火を点け空に飛ばすという伝統的な手法で開催します。さらにランタンは自然で分解する素材を利用しているのと、当日と翌日雪原に落ちたランタンを回収することで、紐の付いていないランタンを高く飛ばすことができます。

このイベントはもともと2020年石狩振興局と北海学園大学、新篠津村の3団体が地域の魅力を上げるための取組で連携し、そのために何度も村を訪れた学生のアイデアから生まれたイベントです。都市部にすむ学生だからこそ、新篠津の雪原と空を当たり前に思わずに価値を見出してくれたことで、回を重ねるごとに大きなイベントとなり今や北海道最大級のランタンイベント（2025年に開催した第5回は全道最多の打上個数と思われる約1200個のランタンを打上）となりました。



▲舞い上がるランタンと花火

ここ数年はランタンと同時に冬花火を打上しています。空高く舞い上がる無数のランタンは冬の天の川のように花火とのコラボレーションに多くの方が感動していました。これまで1日のみの開催でしたが、2027年2月はその人気を鑑み毎週土日に打上体験を開催する予定で、道内外から多くの観光客が集まることを期待しています。

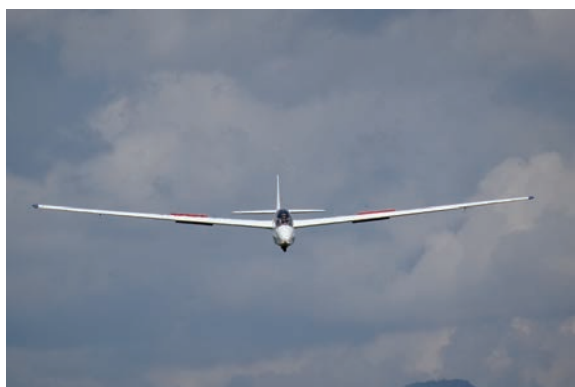
フォーラム

③新篠津グライダー滑空場

1986年に完成した、上空からの庄巻の風景を味わうことができる「新篠津グライダー滑空場」。上空から見た新篠津は時期によって景色が変わります。田植え後の緑の大平原。花畑が織り成すパッチワーク。収穫期の黄金色に広がる一枚の絵のような風景を見ることが出来ます。遠くには札幌の街並みや山々が見え北海道の雄大な景色を一望できます。札幌航空協会が活動の拠点としており体験搭乗も可能です。

④新しいつ青空まつり

1979年に第1回目がスタートした新篠津村自治センター駐車場で開催される最も長い歴史を持つ村の祭りです。



▲着陸するグライダー



▲大迫力の山車パレード

す。さまざまなステージイベントの他、気球体験等「空のまち」ならではの体験、また街馬車等さまざまな体験ができます。メインイベントは道内有数の巨大な山車パレード。宝船やねぶた絵、巨大魚の姿等、きらびやかに飾り付けされた山車がメインストリートを練り歩き、花火が祭りの最後を彩ります。

⑤街並みアート

「空のまち」新篠津村の芸術はストリート（青空）アート。自然風景が素晴らしい新篠津村は街中の景観にも力を入れております。地域おこし協力隊の企画で2023年にスタートした事業で、毎年著名なストリートアーティストや壁画家を招聘し、村のメインストリートの電話ボックスや農業倉庫に

壁画を制作。2025年には北海道最大級の建物壁画が新篠津村自治センターに描かれました。10年後はハワイの力カアコ地区のような世界中のストリートアーティストが集まる通りになるかもと注目を集めています。

⑥新しいつたこあげデー

かつては全国のことでも楽しんでいた風揚げも揚げることでできる場所を見つけるのが難しくなっています。このイベントでは風を作る・揚げる・見るの3つの楽しみがあります。風作り教室で作った風や長い連風を揚げる、また専門家が揚げるスポーツカイトや大風を見ながら飲食を楽しむというのんびりした雰囲気を楽しむイベントです。

2. 官民一体の取組が受賞の決め手に

「空のまち」というキーワードが初めて村で公式に提唱されたのは2022年に天文台の建設を決定する段階になったときです。天文台を単なる1つの施設で終わらせないため「空のまち」という、いわば旗印となるものを村が提唱しブランディングを始め、さらに長期目標として「星空の街・あおぞらの街全国大会」等での表彰を目標としました。そして前述の事業を「空のまち」の取組とし村の観光政策の新規重要事業として打ち出したことでさまざまな効果が生まれました。



▲広い空に舞い上がる風



▲Kensuke Takahashi作「約束の地（ほし）へ」（2025：新篠津村自治センター）

フォーラム

例えばしんしのつ天文台は、屋外型の天文台であり星空の観望には光害が大敵です。天文台周辺は夜間の光源がかなり少ないのですが近所の灯で一部観望の際気になる箇所がありました。そこで住宅街の街灯には住民の理解を得て消点灯できるスイッチを取り付け天文台開館中はスタツフが消灯して、営業が終わると再び点灯することで光害を無くし、さらに付近の法人へは実際に施設の消灯をお願いして開館中敷地内の電灯を消していただく等、地域の方の協力によって良好な星空観望環境を維持することができました。

また自治区が主催で役場が事務局をしていた「青空まつり」では山車の引手や担い手の不足、マンネリ化し、縮小傾向でしたが、一昨年から商工会、農協、福祉会、観光協会が事務局としてそれぞれ分担を持って参画したため自治区と役場の負担が軽減され、意見が反映されやすい持続可能な祭りになりました。

令和3年に初めて開催した天灯祭りは当初は北海学園大学と石狩振興局と新篠津村の連携事業でしたが、連携事業が終わる主催が新篠津村観光協会に移管後も同大学からはボランティアが多く参加し、さらに毎年参加人数や打上個数が増え、全道で最大規模のランタンイベントになりました。

まちなみアートは企画者の地域おこし協力隊員の退任後も、商店街の活性化

化のための継続事業として引き継がれ、昨年は新篠津村に北海道最大級146㎡の壁画が描かれ、3回目になると段々と変化していく商店街に対して期待のイメージが膨らんだのか村民からの評判も良く、マスコミ等から取材の依頼が入るようになり、毎年増えていく本格ストリートアートをこの壁に描くのか、誰が描くのかとかなりの反響を得ています。

グライダー滑空場は昔からあるにもかかわらず村民にも観光客にも認知度が低いことが課題でした。札幌航空協会が主に活動している施設でしたが、「空のまち」の取組の一つとして村と協会とがPRすることにより体験乗乗の人数が上昇し、協会の入会者も増加し、新篠津でパイロットをめざす方もたくさんいます。

「空のまち」で盛り上げるといふ村の姿勢が村内外に浸透し、村民や村外の関係者の協力があり、官民一体の取組になったことが今回の受賞の最大のポイントだと思っています。そして「星空の街・あおぞらの街全国大会」という全国区での表彰、しかも市町村単独としては史上初という一つの成果を得たことで誇りが生まれ、それが地域のブランドになり、また村に訪れたことがない方にも例えば「新篠津といえば星が美しい所」等のイメージを抱かせるものになっていくことを期待しています。

3. 農業が産んだ「空のまち」

新篠津村の基幹産業は農業ですが、歴史を振り返ると新篠津村は元々米が獲れない泥炭の地であり、土地改良等の努力を苦勞しながら重ね、道内有数の米処となりました。現在も農家の方が努力し農地を維持し、農協や役場・議会・商工会等、農業や街づくりの関係者がいたずらに開発路線に走ることなく、農業を継続できるような街づくりをめざしたからこそ、包まれるような空が産まれたと言えます。

「新篠津村には天文台があり、非常にたくさん星が観える」↓「それは農業が盛んで非常に広大な田園が広がり、空が広いから」↓「だからそこで獲れた米はおいしい」等、農業が産ん



▲自治センター大壁画と天の川

だ空で観光を盛り上げ、観光で向上させた村の認知度で農業を盛り上げる、それを実現させていくことが今後の重要な課題です。

先人が残してくれた空、そして村民や村外の関係者の理解と協力があつてこの度は名誉ある受賞に至りました。今後も「空のまち」というブランドディングを推進し、その魅力を全世界にPRしてまいります。

企画政策課商工観光係

係長 田口 雄

●休刊のお知らせ●

8月10日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3370号は8月24日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

まちむらの魅力発信!

Vol.10



全国926町村には、それぞれにその場所ならではの輝く資源があります。
そのまち、そのむらが、今発信したい魅力を紹介していきます。



この八角形墳は7〜8世紀に主に天皇陵で採用された形式です。「それがなぜ吉岡町にあるのか、誰の墓なのか、詳しいことはわかっていませんが、当時のヤマト王権と結びつきの強い豪族がこの地にいたと考えられます」と吉岡町教育委員会文化財センターの高橋さん。古墳時代の最先端の土木技術を観察できる貴重な遺跡として大切に保存し、町のアイデンティティとして育んでいくことをめざしています。

吉岡町は榛名山の麓に位置し、前橋市と高崎市に接するベッドタウンです。400基以上の古墳があるなど古代文化を多く残す町であり、中でも三津屋古墳は、全国でも10例ほどしかない八角形の古墳で、1993年に宅地造成の工事中に見られました。その後発掘調査を経て、2002年に本来の姿に復元、一般公開されています。



「道の駅よしおか温泉」では三津屋古墳をイメージしたメニューが。

遺 跡

全国でも数例しかない
正八角形の古墳



出典/木曽岬町オープンデータ



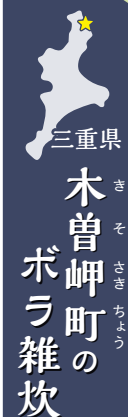
水郷輪中の独特な地形にのどかな田園風景が広がっている。

木曽川の河口部に位置している木曽岬町は、周囲を堤防で囲まれた輪中のまちです。全域が海抜ゼロメートルの平坦な土地で、水害と開発を繰り返しながら干拓地として発展してきた歴史があります。そんな中、昔はスズキに次ぐ白身の高級魚であり、貴重なタンパク源となっていた魚が「ボラ」です。漁師飯として広がった「ボラ雑炊」は、この町の郷土料理として守り伝えられています。

味付けは家ごとに異なり、創業50年を超える「和風レストラン木曽岬」のボラ雑炊は、ネギとシヨウガをきかせた鯛めし風の味わい(要予約、1升から)。「通常の雑炊とは違い、炊き込みであるのが特徴です。遠方からのお客さんにも、ぜひこのどこか懐かしさを感じる伝統の味を楽しんでほしい」と三代目店主の坂野涼さんは話してくれました。

食

川と海の恵みを象徴
なつかしの郷土料理



奈良時代後期の道鏡事件で知られる和気清麻呂(733〜799年)の生誕地として知られる和気町。1983年、町では清麻呂公生誕1250年を記念して、その地名の通りかつて藤が自生していた和気町藤野に「藤公園」を開園しました。

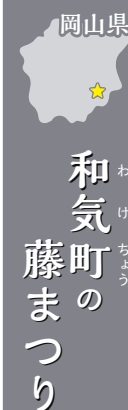
和気町産業振興課の庄さんによると、「藤まつりは4月下旬から5月初旬に開催。まつり期間は花の開花状況によって決まり、インターネットで公表しています。毎年5万〜7万人が訪れます」というほどの人気です。全国から集められた藤は約100種類、140本以上。幅7m、長さ500mの巨大な藤棚から紫、ピンク、白のさまざまな藤の花が垂れ下がり、その下を通り抜けることができます。町では末長く愛される藤公園にするため、一年を通して丁寧に手入れをしています。



藤の花をイメージした和気鶏飼谷温泉名物「藤小町」も人気。

花

北海道から鹿児島まで
全国の藤が見られる



情 報

募集開始のご案内

自治体国際化協会（CLAIR）からのお知らせ
令和9年度助成事業のご案内

地方自治体等の取組を支援するため、各種助成事業を行います！
ぜひ積極的にご活用ください。

販路開拓／インバウンド

経済活動助成事業

対象団体：都道府県／市区町村

対象事業：

- ・地元産品等の海外での販路開拓
- ・海外からの観光客誘致促進のために実施する事業等

助成額：（助成対象経費の1/2以内）

- ・主として海外で行う事業：上限500万円
- ・主として国内で行う事業：上限300万円

申込時期：

2026年8月3日～10月末申込受付

☎03-5213-1726

✉ keizai-josei@clair.or.jp

<https://economy.clair.or.jp/activity/grant/>

多文化共生

多文化共生のまちづくり促進事業

対象団体：都道府県／市区町村／地域国際化協会／自治体又は地域国際化協会と連携するNPO法人等

対象事業：

1. 医療・保健・福祉支援
2. 防災支援
3. 教育支援
4. 労働環境整備
5. 居住・生活支援
6. 外国人住民の自立と社会参画支援 等

https://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html

助成額：

- ・都道府県、指定都市：上限400万円
- ・市区町村、地域国際化協会：上限300万円
- ・複数団体の共同事業：上限400万円

申込時期：2026年7月13日～9月末申込受付

☎03-5213-1725

✉ tabunka-machizukuri@clair.or.jp

国際協力

自治体国際協力促進事業

対象団体：都道府県／市区町村／地域国際化協会／自治体又は地域国際化協会と連携するNGO

対象事業：

- ・対象団体が実施する国際協力事業（事前調査事業を含む）

助成額：

- ・1事業につき上限300万円
- ※複数の自治体・地域国際化協会等が共同で行う事業については上限500万円

申込時期：

2026年8月3日～10月末申込受付

☎03-5213-1723

✉ kokukyou@clair.or.jp

<https://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/>

国際交流

国際交流支援事業

対象団体：都道府県／市区町村／地域国際化協会

対象事業：

1. 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業
2. 文化、芸術又は研究に関する交流事業
3. 青少年交流に関する事業
4. 国際会議に関する事業
5. その他地域の特色を活かした交流事業

助成額：（助成対象経費の1/2以内）

- ・主として海外で行う事業：上限500万円
- ・主として国内で行う事業：上限300万円

申込時期：

2026年8月3日～10月末申込受付

☎03-5213-1723

✉ kouryu-josei@clair.or.jp

<https://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/page-5.html>

当事業の詳細および実績事例は、当協会 web サイトに掲載しています。
二次元コードもしくは URL からご覧ください。

随 想

20歳、私はダイビングを目的に、東京から約1,000キロ南にある小笠原諸島父島を訪ねました。当時は、東京竹芝桟橋から父島まで39時間を要するちじま丸に乗り、船酔いしながら小笠原に着きましたが、そんな苦労が吹き飛ぶきれいな海が待っていてくれました。ただ、その時はまだ小笠原を知っただけで、移り住むことまでは考えず、ダイビングを楽しんで島を離れました。

25歳、地方のまちづくりに携わりたいたいと思い、小笠原村役場の採用試験を受け、いよいよ島に移り住みました。

笠原村と定められ、小笠原の島々によって、日本の排他的経済水域の3分の1を有しています。

そんな村に入庁して、30歳の時には小笠原諸島返還記念事業として行ったホエールウォッチングに携わりました。続けてウォッチンググループづくりや協会設立を手掛けるなどして、観光振興に寄与できたと自負しています。その後、国内でエコツーリズムという観光の考え方が広がった際には、小笠原のホエールウォッチングはエコツアーの始まりとも言われました。

村に帰ってからは、総務課長、産業観光課長、そして再度総務課長を経て副村長、村長と務めさせていただいています。

その間、世界自然遺産の登録に携わり、国や都と連携・分担して遺産価値の保全のための外来種対策に取り組みました。また、エコツーリズムの一層の充実を図り、エコツアー推進法に基づく基本構想づくりに奔走しました。副村長になった時は、コロナ禍の対策で、来島前のPCR検査実施を、都をはじめとした多くの機関と連携して実施するなど、苦労



小笠原移住から今を振り返って

東京都小笠原村長 渋谷 正昭



その移り住んだ先、東京都小笠原村。今ではおがさわら丸という船で、24時間で到着します。島へのアクセスは船便しかなく、週に1便程度の運航で、村民も観光客も、米も野菜も肉も、おがさわら丸で運ばれます。小笠原村は、戦後、米国の統治下に置かれました。戦後間もない頃は、ごく一部の島民にのみ帰島が認められ、昭和43年(1968年)の日本返還後、本格的な村づくりが始まりました。さらに返還の際に日本最東端の南鳥島から日本最南端の沖ノ鳥島を含む広大な範囲が、国により小

今では、自然を守りながら利用し、地域の振興にも資するエコツーリズムの村として、エコツーリズムを基軸とした観光振興を図っています。40歳の時から、東京連絡事務所勤務となり、当時の村長や議員に随行し、国や東京都への要望活動や国政、都政の議員の皆さんへの陳情を見ながら、結果として政治的な動きを学んだことが、今に至っていると感じています。また、村政は村だけで動かせるものではなく、多くの人の理解と協力によって動いていることも学ばせていただきました。

も多くありました。現在、村長就任から5年目を迎えています。今年3月には、国から、南鳥島を対象とした高レベル放射性廃棄物地層処分に関する文献調査を実施したいとの申し入れを受け、大きな話題となりました。私にとっては突然の申し入れではありませんでしたが、村民の皆さんにとっては唐突な話であったことから、さまざまな意見をいただいたところだと思います。この機会にぜひ全国の町村長の皆さんにお願いしたいのはこの高レベ

ル放射性廃棄物の処分は、日本国民全員が知るべきことで、文献調査を受け入れた町村だけの問題ではないことをまず理解してほしいと思います。そして、私は国に対して、南鳥島を有している小笠原村と先行して調査を実施している3町村だけでなく、1カ所でも多くの市町村に申し入れするよう要請しています。南鳥島は、村民の住む父島・母島からは、本土よりも遠い1,200キロ先にあります。小さな島ですし、本土からだと2,000キロ近く離れていますから、処分施設の建設は容易ではありません。多くの地域との比較検討が必要です。最後に小笠原の魅力をお伝えします。

沖縄本島北部と同じ緯度にある小笠原諸島父島・母島は、亜熱帯の気候で、冬でも温暖です。

観光では、1月から4月にかけてホエールウォッチングが盛んで、1年を通してイルカを見たり泳いだりできます。

また、山では、固有の動植物を観察したり、見晴らしの良い場所から絶景を楽しんだり、豊かな自然を満喫できます。

農業ではパッションフルーツ、ミニトマト、レモンが3大産品で、それらを使った加工品も販売されています。

漁業では、縦縄漁法によるメカジキやソデイカが獲れ、底物ではオナガダイ、ハタ類が獲れ、本土に出荷されています。

このような魅力溢れる小笠原の村長として村民の幸せを願い日々精励すると共に、村民の1人として小笠原暮らしを楽しんでいます。